
■種別：個人

■氏名：松井 順三

質問 6-2（経過措置に関する質問）

本公開草案における経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的に同意いたします。

金融商品会計基準（案） 26 – 2 項の（注 8 – 2）は、90 – 3 項にありますように今後の検討に委ねられているため、各会社又は監査法人によって見解が分かれる余地があり、

現行の金融商品会計基準の債務保証より適用範囲が狭まる可能性も考えられます。

その場合、従来において債務保証契約分として処理した取引につき、新基準適用時に金融商品会計基準から収益認識会計基準に適用範囲が変更になったとき、経過措置は認められず、遡及適用になるのでしょうか。

また、まれなケースかもしれませんが、収益認識会計基準から金融商品会計基準への適用がふさわしいと判断された場合は、やはり経過措置は認められず、遡及適用になるのでしょうか。

債務保証契約について、適用会計基準をまたがる変更がある場合の適用指針も示して頂ければ、実務上の混乱も最小限になるかと存じます。